



第2回「先進的IoTプロジェクト支援事業」に 係る企画競争

公募要領

2016年6月3日

独立行政法人**情報処理推進機構**

IT人材育成本部 イノベーション人材センター

目 次

1. 概要	1
(1) 事業目的及び事業内容	1
(2) 公募対象	2
(3) 公募スケジュール概観	2
2. 応募要件	2
(1) 提案者の要件	2
(2) 募集テーマ	3
3. 審査方法等	3
(1) 審査手順	3
(2) 審査基準	4
(3) 審査結果通知（採択）	4
(4) メンターによる個別面談（支援先事業者の決定）	4
4. 契約条件	5
(1) メンターとのマッチング	5
(2) モデル事業支援期間（契約書における委託期間）	5
(3) 契約形態	5
(4) プロジェクトの規模・範囲	5
(5) 費用の支払い	5
(6) プロジェクトの進捗報告	6
(7) 提出物	6
(8) 検査	6
(9) プロジェクト完了後の報告等	6
(10) 秘密保持	6
(11) 個人情報の取扱い	6
(12) 成果に係る知的財産権等の取扱い	7
(13) その他	7
5. 応募方法等	7
(1) 受付期間	7
(2) 提出期限	7
(3) 申請書類の作成	7
(4) 申請書類の形式	8
(5) 提出方法	8
(6) 提出先	8
(7) 申請書類の受理	8
(8) 公募説明会	8
6. 申請書等記入要領	9
(1) （様式-1）先進的IoTプロジェクト支援事業申請書	9
(2) （様式-2）プロジェクト概要説明書	10

(3) (様式-3) モデル事業実施計画書	11
7. 問い合わせ先	11
8. その他	12
(1) 費用について	12
(2) 確認書について	12
(3) 他の支援機関との重複支援について	12
(4) 契約に係る情報の公表について	12
(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき づく契約に係る情報の公表について	13
【別添 1】	14
【別添 2】	51
1. 経費項目	51
2. 人件費単価について	52
3. 一般管理費率の算出式について	52

1. 概要

(1) 事業目的及び事業内容

IoT、ビッグデータ、人工知能といった技術革新によって、世界的に産業や社会の在り方が大きく変革しつつある状況を踏まえ、我が国においても、新たなIoTビジネスモデルの創出やIoTプラットフォームの発掘・育成を図り、新たな成長の原動力としていくことが必要です。

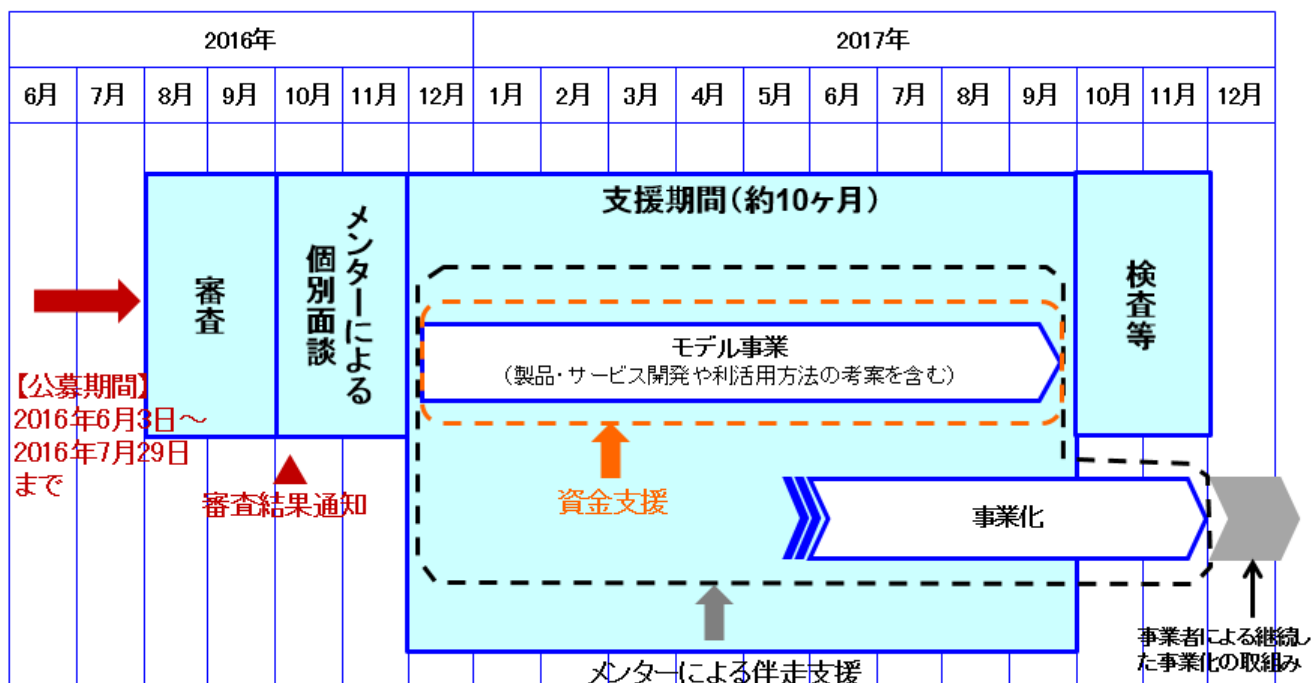
このため、IoT推進コンソーシアムIoT推進ラボ¹では、政府関係機関、金融機関やベンチャーキャピタル等と連携し、①成長性・先導性、②波及性（オープン性）、③社会性、④実現可能性等の観点から優れたIoTプロジェクトに対して、資金支援やメンター²による伴走支援、規制改革・標準化等に関する支援を行っていくこととされています。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）IT人材育成本部イノベーション人材センターでは、IoT推進ラボにおける具体的なIoTプロジェクト創出支援の一環として、ソフトウェア開発や利活用に関わる技術を駆使したモデル事業³を企画・実施する者（以下「支援先事業者」という。）に対して、資金支援及びメンターによる伴走支援を行う「先進的IoTプロジェクト支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業のスケジュール概略を図1に示します。

支援先事業者は、メンターからの指導・助言などの伴走支援を受けて、製品・サービス開発や利活用方法の考案などを行うとともに、モデル事業の実施に取り組めます。また、本格的な事業推進に向けた準備等（以下「事業化」という。）を行います。

図1 第2回公募による先進的IoTプロジェクト支援事業スケジュール概略



¹ 「IoT推進ラボ」については次のURLを参照。http://iotlab.jp/jp/index.html

² 優れた能力と実績を持ち支援先事業者への指導・助言などを通じてモデル事業の実現や事業化を加速させる役割を担う。

³ 製品・サービスの展開地域または時期等を模範的に事業化して展開しその効用を確認し評価する事業。

(注1) 本事業における資金支援は「モデル事業」の範囲になります。

(注2) メンターによる伴走支援は「モデル事業」に加え「事業化」に係る内容も対象とします。

(注3) 図1における「事業化」の期間は例です。

(2) 公募対象

本公募では、上記事業目的を達成するため、IoT推進ラボで示された原則である、成長性・先導性、波及性（オープン性）、社会性、実現可能性を有する先進的IoTプロジェクトを推進する法人（企業又は団体をいう。以下同じ。）を募集します。

対象となるIoTプロジェクトの、具体的な募集テーマについては、後述する「2.応募要件(2)募集テーマ」を参照下さい。

(3) 公募スケジュール概観

本公募のスケジュール概観を表1に示します。

表1 スケジュール概観

イベント	スケジュール	参照項
公募期間	2016年6月3日（金）～2016年7月29日（金）	-
公募説明会	東京開催：2016年6月14日（火）10：30 大阪開催：2016年6月22日（水）15：00	5.(8)
質問の受付	2016年6月15日（水）～2016年7月27日（水）17：00	7.
申請書等の受付期間	2016年6月3日（金）～2016年7月29日（金）17：00（必）	5.(1)
審査期間	2016年8月～2016年9月	3.(1)
審査結果通知（採択）	2016年10月上旬	3.(3)
メンターによる個別面談 （支援先事業者の決定）	2016年10月上旬～2016年11月末	3.(4)
モデル事業支援期間	契約締結日（2016年12月上旬予定）～2017年9月29日（金） （但し、メンターによる事業化に係る支援は2017年11月末までとします）	4.(2)
成果報告書の提出期限	2017年9月29日（金）	-
実績報告書の提出期限	2017年10月6日（金）	-

2. 応募要件

(1) 提案者の要件

提案者は、以下の条件を満たすことが必要です。

- ① 日本において登記が行われている法人（契約締結までに登記を完了させることができる者を含む。）であること。
- ② 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- ③ 一法人単独による応募であること。

④ 以下のいずれにも該当しない法人であること。

- ・ 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑤ 事業の実施にあたり労働基準法などの関連法規を遵守すること。

(2) 募集テーマ

ソフトウェア開発や利活用に関わる技術、独創的なアイデアを駆使し、IoT・ビッグデータ・人工知能(AI)等に関するイノベーションを創出することのできる事業テーマ。

- ・ ソフトウェア開発または利活用に関する要素が含まれているものが対象になります。
- ・ 提案内容については、他人の保有する特許等に抵触していないか注意して下さい。また、他人の保有する特許等を使用するときは、その使用に関する許諾が必要となります。
- ・ 応募は、一提案者について一テーマのみとします。

3. 審査方法等

(1) 審査手順

審査は以下の流れで行い、採択候補を決定します。

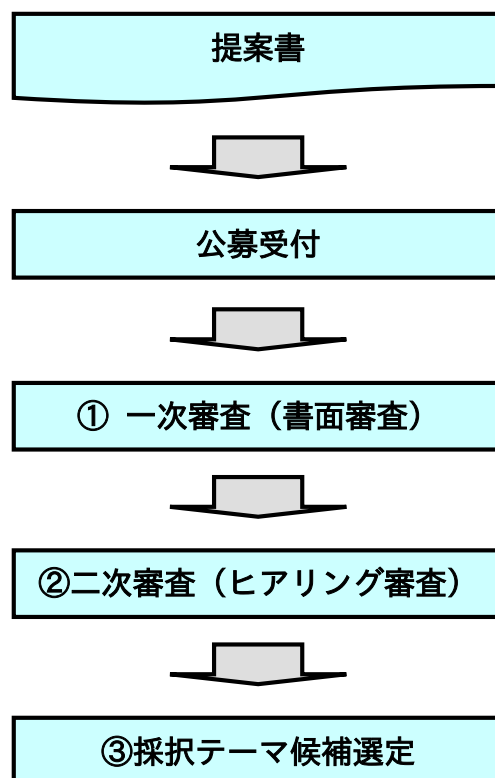
① 一次審査（書面審査）

- ・ 独創的な提案テーマ等をより積極的に評価し採択するため、全提案書を対象に書面審査を行います。
- ・ 提案内容が本事業の趣旨に適合しているか否か、「2.応募要件(1)提案者の要件」で示す要件を満たしているかについても審査します。

②二次審査（ヒアリング審査）

- ・ 一次審査を通過した提案テーマに対して、二次審査を行います。（※ヒアリング審査の日程は確定次第、提案者に連絡します。）
- ・ 提案者に対して、審査員が提案内容をヒアリングします。

③採択テーマ候補選定



- ・二次審査の結果に基づき、採択テーマ候補を選定します。

(2) 審査基準

審査のポイントを以下に示します。

- ① 提案者要件、プロジェクト要件
「2.(1) 提案者の要件」、及び「2.(2) 募集テーマ」を満たしているか
- ② 成長性・先導性
 - ・ターゲットとする市場が明確で、その市場が大きい（もしくは大きくなるが見込まれる）か
 - ・開発または利活用される製品・サービスが成長性・先導性（新規性）を有しており、当該市場における優位性を有するか
 - ・優位性を維持・向上させるビジネスモデル等を有しているか
- ③ 波及性（オープン性）
 - ・開発または利活用される製品・サービスに係る技術について、下記の観点から、将来的に大きな波及効果が期待されるか
 - － オープンイノベーション（特に大企業とベンチャーの連携）、標準化、プラットフォーム戦略に取り組む
 - － IoT、AI、ビッグデータの優れた活用事例としてロールモデルとなり得る
 - － 新たな市場の開拓、グローバル展開など、他社のチャレンジを後援するものである
- ④ 社会性
 - ・開発または利活用される製品・サービスによって、我が国もしくは海外における社会課題の解決が期待されるか
 - 国内課題例：地域経済活性化、少子高齢化・労働力不足、エネルギー制約、福島・被災地の復興、社会インフラの維持・強化等
 - 海外課題例：貧困、感染症、教育、水不足、地球温暖化防止等
- ⑤ 実現可能性
 - ・プロジェクトを遂行するに当たって、製品のプロトタイプが完成している、エンジニアが所属している等の必要な体制が構築出来ている、必要となる要素技術を保有している等、一定の実現可能性が認められるか
- ⑥ プロジェクトの評価実績
 - ・プロジェクトについて、第三者からの評価実績（IoT Lab SelectionをはじめとするIoT、AI、ビッグデータに関連したコンテスト等における表彰・受賞の実績等）を有しているか

(3) 審査結果通知（採択）

選定した採択テーマ候補について客観的な観点で評価するため、IPA では外部有識者から構成される委員会⁴の審議を行います。その後IPAでの審議を経て、採択先を決定します。

最終的な審査結果については、2016年10月上旬に全提案者に書面で通知します。また、採択結果に関する情報は、IPAのホームページやIoT推進ラボのホームページ等で公表します。

(4) メンターによる個別面談（支援先事業者の決定）

IPAが選出したメンターと採択先とのマッチングを行うため、上記(3)で決定した採択先に対して、メンターによる個別面談を実施します。面談では、メンターに希望する支援内容を採択先からヒアリングしたうえで、メンターが事業実施可能と判断したものについて、必要に応じて実施計画の修正を協議していただきます。

メンターと採択先とのマッチングが成立（事業の実施内容についての合意）した場合、採択先を本事業の支援先事業者として決定します。

⁴ 先進的IoTプロジェクト支援事業では、各界から選出をした委員を配置し、事業の運営について審議します。

4. 契約条件

(1) メンターとのマッチング

1.(3)で示したメンターとの個別面談の期間終了までにマッチングが成立しない場合は、事業実施が困難なものと判断し、契約を行わないものとします。

(2) モデル事業支援期間（契約書における委託期間）

モデル事業の支援期間は、プロジェクト毎に必要な最小限の期間を設定するものとしますが、原則として、契約締結日から2017年9月29日（金）までとします。

契約手続きが遅れると支援期間が短くなりますので、マッチング成立後は速やかに契約手続きを行って下さい。

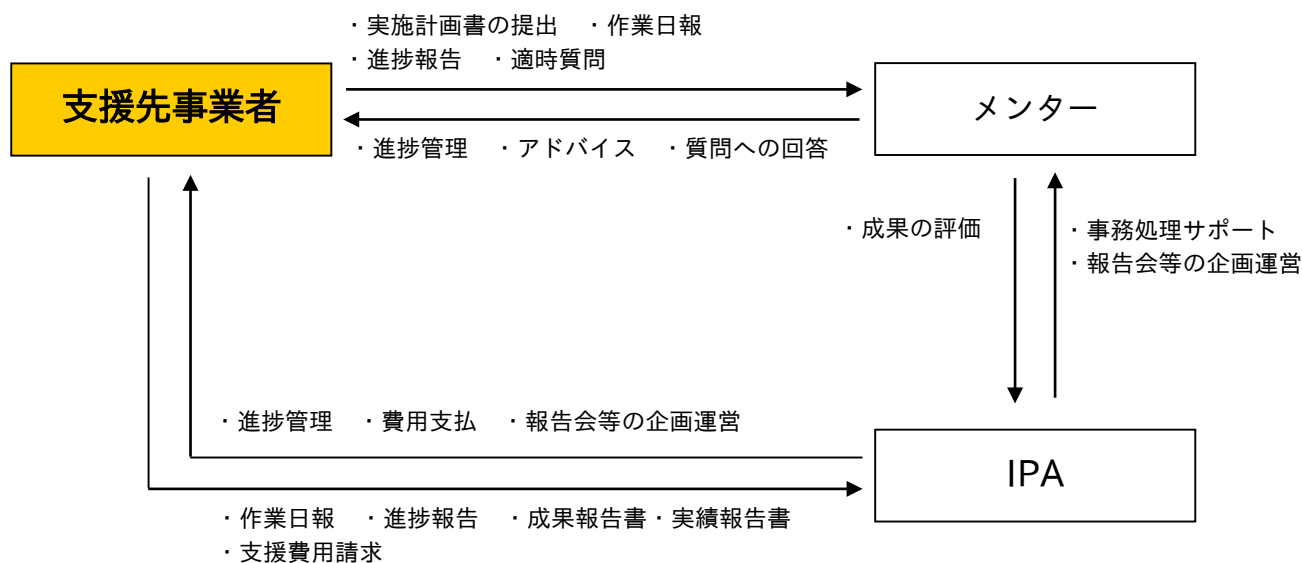
(3) 契約形態

IPA と支援先事業者間で委託契約を締結します。（【別添 1】 契約書（案） 参照）

支援先事業者は、契約締結までに登記を完了させて下さい。

契約締結時の契約保証金の納付は、全額免除することとします。

なお、プロジェクト開始後の支援先事業者、メンター、IPA の役割は以下のとおりです。



(4) プロジェクトの規模・範囲

本事業では、モデル事業実施に要する費用のうち、【別添 2】「本事業で計上できる経費項目について」で示した経費項目を資金支援の対象とします（事業化に要する費用は対象外）。1プロジェクト当たりの資金支援規模は、3,000万円（消費税込み）を上限とします。また、メンターによる伴走支援についてはモデル事業に加えて、事業化に係る内容についても対象とします。

(5) 費用の支払い

契約書における委託期間終了後、「(7) 提出物」で示す成果報告書及び実績報告書の内容を検査した上

で、委託金額を確定して支払いを行います。

委託金額の確定において、実績報告書の実績金額が、契約金額を超えた分については支払いできません。また、実績金額が契約金額に満たない場合は、実績金額が支払い金額になります。

委託期間途中において、プロジェクトに要した作業実績を元にして費用の請求があった場合は、3ヶ月に一度程度の割合で、費用の支払い（概算払い）をします。

ただし、委託期間終了後の確定検査に合格しない場合、または途中で契約が打ち切られた場合は、支払った全額を返還してもらいます。

(6) プロジェクトの進捗報告

支援先事業者は、作業内容について進捗報告書を作成し、メンター及びIPAに定期的に進捗報告を行います。

なお、プロジェクトの成果が上がる見込みがなくなった場合、IPAはメンターと協議の上、契約を打ち切ることがあります。その際、費用の支払いをしている場合は、支払った全額を返還してもらいます。

(7) 提出物

以下の報告書を取りまとめて納入して下さい。

- ・成果報告書：遂行したプロジェクトの成果をまとめたもの
- ・実績報告書：遂行したプロジェクト費用を取りまとめたもの

(8) 検査

IPA及びメンターは、契約書に添付された実施計画書に基づき、遂行されたプロジェクトの内容を検査します。

(9) プロジェクト完了後の報告等

契約期間終了後、原則として5年間は毎年定期的に、またIPAから要請がある場合にはその都度、プロジェクト成果に関わる特許申請やプロジェクト成果の実用化・普及等に関して報告してもらいます。なお、実地調査を行う場合があります。

また、本事業に関連する説明会等への参加要請があった場合は、対応をお願いします。

その他、プロジェクト成果及びその派生物について、Web公開や論文発表等を行う場合は、IPAの支援による成果であることを明記してもらいます。

(10) 秘密保持

IPA及び支援先事業者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとします。ただし、IPAが、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除きます。

(11) 個人情報の取扱い

IPAが本公募を実施するに当たって取得した個人情報については、審査及び事業実施のための各種連絡のために利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した各種統計等の資料作成に利用することがあります。

提供された個人情報、上記の利用目的以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

(12) 成果に係る知的財産権等の取扱い

本事業の成果に係る知的財産権は、産業技術力強化法第 19 条に基づき、「8.その他 (2) 確認書について」の内容を遵守し、「確認書」に記名・捺印して提出することを条件に、プロジェクトを実施した支援先事業者に帰属します。

ただし、IPA が公益的見地から使用が必要であると判断した場合には、上記知的財産権の使用を IPA に許諾してもらいます。詳細は、「8.その他 (2) 確認書について」を参照して下さい。

(13) その他

本事業への提案テーマ（以下「本提案」という。）に類似した内容で、最近 2 年以内に、IPA 以外の公的機関等で助成等を受けたことがある場合、または現在受けている場合には、IPA に当該機関等の名称、助成制度等の名称及び本提案との関係を報告して下さい。なお、本提案と重複している内容と判断された場合には、契約できない場合があります。

また、不適正な事務処理があった場合及び IPA への報告等に虚偽があった場合には、IPA は契約を解除し、委託費の全額若しくは一部について支払いを行わず、また、既に支払いをしている場合は、その全額を返還してもらいます。

5. 応募方法等

(1) 受付期間

2016 年 6 月 3 日（金）から 2016 年 7 月 29 日（金）17:00 まで（必着）

(2) 提出期限

2016 年 7 月 29 日（金）17:00 まで（必着）

上記期限を過ぎた申請書類等はいかなる理由があっても受け取りません。

(3) 申請書類の作成

応募に際し、提出する文書（申請書類）は以下の 4 点です。（様式-1）（様式-2）（様式-3）については、後述する各文書の記入方法・様式に従って作成して下さい。

- ・（様式-1）先進的 IoT プロジェクト支援事業申請書

（Adobe Acrobat(PDF)もしくは Microsoft Word(doc・docx)）

- ・（様式-2）プロジェクト概要説明書

（Adobe Acrobat(PDF)もしくは Microsoft Office 2013 互換形式）

- ・（様式-3）モデル事業実施計画書

（Adobe Acrobat(PDF)もしくは Microsoft Word(doc・docx)）

- ・最新の納税証明書（その 3 の 3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用の原本又は写し（※納税実績がない等、納税証明書を提出できない理由がある場合は、理由書（様式任意）を提出することで代替可）

また、審査期間中に IPA から以下の書類の提出を求める場合があります。

- ・財務諸表（過去 3 年分）

(4) 申請書類の形式

(3) で示した申請書類のうち、(様式-1) (様式-2) (様式-3) については、以下の要領で紙媒体と電子媒体の 2 種類を提出して下さい。

- ・紙媒体

(様式-1) (様式-2) (様式-3) の順に全て纏めた状態を 1 部とし、A4 判・縦・両面印刷・左綴じ・左側 2 穴パンチ空きの形式で **10 部**提出して下さい。

- ・電子媒体

(3) で示したファイル形式で電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) に格納して提出して下さい。格納に当たっては、各申請書類との対応関係がわかるようにファイル名を設定して下さい。また、電子媒体には「第 2 回先進的 IoT プロジェクト支援事業公募申請書類」としたうえで、「提案者名称 (法人名)」「提案テーマ名」を記入 (ラベル可) して下さい。

なお、納税証明書については上記の電子媒体に格納するか、紙媒体 1 部を提出して下さい。

(5) 提出方法

申請書類は、**郵送等 (第一種郵便物又は信書便物として送付)** で受け付けます。電子メール及び持参では受け付けません。

二重封筒とし、申請書類を格納した電子媒体および印刷した紙媒体を中封筒に入れ、封皮に提案者名称 (法人の場合は法人名)、宛先 (7.問い合わせ先) を記載するとともに「第 2 回『先進的 IoT プロジェクト支援事業』公募申請書類在中」と朱書きして下さい。

(6) 提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

文京グリーンコート センターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構 IT 人材育成本部

イノベーション人材センター企画グループ

「先進的 IoT プロジェクト支援事業」事務局 担当：下房地、柳本

(7) 申請書類の受理

受け付けた申請書類は、事務局で受理番号を付与し、連絡担当者宛に電子メールで連絡します。提出後数日経っても事務局からの連絡がない場合は、お問い合わせ下さい。

(8) 公募説明会

本事業についての説明会を、以下の日程で開催します。

- ・東京開催

■開催日時：2016 年 6 月 14 日 (火) 10:30~11:30

■開催場所：東京都文京区本駒込 2-28-8
文京グリーンコートセンターオフィス 13 階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室 B

■申込締切：2016 年 6 月 13 日（月）12:00 迄

・大阪開催

■開催日時：2016 年 6 月 22 日（水）15:00～16:00

■開催場所：大阪府大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階
ソフト産業プラザ iMedio
(<http://www.imedio.or.jp>)

■申込締切：2016 年 6 月 21 日（火）12:00 迄

※説明会への参加申込みは「7.問い合わせ先」まで電子メールでご連絡下さい（電話でのお申込みは出来ません）。

※説明会に出席されなくても、応募は可能です。

6. 申請書等記入要領

「5.応募方法等（3）申請書類の作成」において作成する申請書類は、以下の各文書の記入方法に従って記入して下さい。

フォーマットに収まらない場合は、セルの拡張等も可としますが、それぞれ指定したページ数に収まるように記載して下さい。また、必要な情報は（様式-1）、（様式-2）及び（様式-3）に全て記載し、参考資料等の添付はしないで下さい。なお、各様式の赤字で記載した箇所は、申請書類作成を補助するための補足説明ですので、提案者が申請書類を作成する際には当該箇所を削除して下さい。

（1）（様式-1）先進的IoTプロジェクト支援事業申請書

以下の事項について、所定の様式に則り記載して下さい（枚数：2 ページ）。

① 申請者情報

本公募の提案者情報を記載して下さい。申請時点で法人設立準備中の場合は、（予定）又は（仮）として記載して下さい。

② 連絡担当者

本公募の提案者窓口となる連絡担当者を記載して下さい。なお、二次審査の案内等、IPA 事務局から提案者に連絡する必要がある場合には、原則として連絡担当者①へのメール連絡のみとなります。

③ プロジェクト概要

- ・「（1）提案テーマ名」は、（様式-2）及び（様式-3）の提案テーマ名と一致させて下さい。
- ・「（2）申請金額」は、（様式-3）の「5.経費内訳」の合計と一致させて下さい。
- ・「（5）関連 URL」は、当該プロジェクトに関連する製品・サービス等を紹介する Web サイト等があれば記載して下さい。
- ・「（7）第三者からの評価実績」は、「3. 審査方法等（2）審査基準⑥プロジェクトの評価実績」における審査対象となりますので、該当するものがあれば必ず記載して下さい。当該欄に

記載のないものについては、審査に反映されませんのでご留意下さい。

④ 誓約事項

「誓約する」にチェックをして下さい。

(2) (様式-2) プロジェクト概要説明書

モデル事業及び事業化を含めたプロジェクト全体の概要がわかるように記載して下さい（枚数：15ページ以内）。

① 提案テーマ名

簡潔で分かりやすいテーマ名として下さい。（様式-1）及び（様式-3）の提案テーマ名と一致させて下さい。

② プロジェクトの目的・概要

プロジェクトの目的・概要が把握できるように、以下の項目を中心に簡潔に記載して下さい。

- ・どのようなコンセプトで、誰の、どのような課題を解決しようとしているのか
- ・プロジェクトを通じて達成したいこと

③ プロジェクトの実施体制及びメンバー

モデル事業の実施体制について、図等を使用して具体的に記載して下さい。また、主たるメンバー3名以上については、氏名、本プロジェクトでの役割（プロジェクトリーダー、フルコミットか否か等）、主な経歴（過去の実績）について記載して下さい。

④ 4つの審査基準に対する適合性

「3. 審査方法等 (2) 審査基準②③④⑤」について、それぞれプロジェクトがどのように満たしているかを記載して下さい。

⑤ 自社の強み、チームとしての優位性

- ・モデル事業及び事業化を実現する上で、自社の持つ、技術やソリューション、アイデア、実績等「強み」や「売り」だと思われることについて記載して下さい。
- ・本プロジェクトと競合する事業等が存在する場合には、その概要及び競合との差別化要因となるものについて、記載してください。

⑥ メンターに希望する支援内容

プロジェクトを遂行するうえで、どのような知見を持ったメンターを希望するのか、また、どのようなメンタリングを行って欲しいのか、希望する支援内容を記載して下さい。

⑦ プロジェクトを遂行するうえでの技術的克服課題

製品・サービスの開発に当たり、克服すべき課題がある場合は、そのポイント及びその解決策を記載して下さい。

⑧ プロジェクトに関連して保有する特許等について

提案者が保有あるいは出願中の基本的特許及び基本的特許に係わる周辺の特許などの知的財産権について記載して下さい。また、他人が保有する基本的特許及び周辺特許について、その内容と抵触しない理由を記載して下さい。

⑨ モデル事業終了後の事業化に関する計画

- ・事業化に向けての実施内容

モデル事業終了後の、事業化に向けての実施内容をスケジュールと共に具体的に記載して下さい。(例えば、事業化体制の構築、マーケティング、宣伝・広告等) また、克服すべき課題が有る場合は、そのポイント及びその解決策を記載して下さい。

・売上計画

モデル事業終了後5年間の売上高、費用、市場シェアについて計画を記載して下さい。また、その他の主要な計画項目があれば記載して下さい。

(3) (様式-3) モデル事業実施計画書

本事業の支援期間で実施するモデル事業に関する実施計画を記載して下さい。

① モデル事業における成果目標

・(様式-2)の「② プロジェクトの目的・概要」に関連して、モデル事業の10ヶ月間における課題を明らかにしたうえで、成果目標を記載して下さい。

・成果目標には、利用者や社会が得られる便益を考慮したアウトカム指標をできるだけ含めて下さい。

② 実施内容

・上記①の成果目標を達成するために、どのような製品・サービスの開発又は利活用を行うのか、また、どのようなビジネスモデル検証を行うのか、具体的に記載して下さい。

・製品・サービスの開発又は利活用においては、既存の製品・サービスからの改善点等が明らかになるように記載してください。

・ビジネスモデル検証においては、(様式-2)の「⑨ モデル事業終了後の事業化に関する計画」を踏まえたうえで、どのような市場戦略で販売・サービス提供、協業、外部委託等を実施するのか、モデル事業における実施範囲を明確に記載して下さい。

③ 成果物

・上記②を実施した結果、どのようなアウトプットが作成されるのかを記載して下さい。

④ 実施スケジュール

・モデル事業の実施スケジュールについて、実施項目を設定したうえで記載して下さい。

・実施項目については、(様式-2)の「③ プロジェクトの実施体制及びメンバー」で示した要員の役割との関連性も明確になるように記載して下さい。

⑤ 経費内訳

本事業に要する経費について、【別添2】「本事業で計上できる経費項目について」で示した経費項目に基づき、経費内訳を作成して下さい。「内訳(説明)」については、上記②実施内容及び④実施スケジュールの実施項目で記載する内容との関連付けを行えることが望ましいです。

7. 問い合わせ先

以下の事務局に E-mail で問い合わせ下さい。

独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成本部 イノベーション人材センター

先進的IoTプロジェクト支援事業 事務局

E-mail : innov-toppa@ipa.go.jp

※受付期間 2016年6月15日(水)から2016年7月27日(水)17:00まで

※お問い合わせに対する回答に時間がかかる場合がありますので、ご了承下さい。

8. その他

(1) 費用について

応募に係る一切の費用は申請者の負担とします。

(2) 確認書について

確認書は、産業技術力強化法第19条に基づき、国は技術に関する研究活動を活性化し、その成果を効率的に活用することを促進するため、事業に係る成果物の権利を支援先事業者に帰属させるにあたって、支援先事業者がIPAへ提出する文書です。

確認書の内容に内諾されない場合には、本事業での成果を効率的に活用することが見込めないと判断し、採択されない場合があります。

(3) 他の支援機関との重複支援について

IoT推進ラボにおけるIPA以外の参加支援機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けることが不可能な場合もありますので、個別事案毎に事務局（「7.お問い合わせ先」参照。）までお問い合わせ下さい。

(4) 契約に係る情報の公表について

採択結果等、契約に係る情報については、IPAのウェブサイトにて公表（注）するものとします。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

契約書（案）

20**情財第 号

先進的IoTプロジェクト支援事業 （プロジェクト名） に関する委託契約書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）について、次の条項により委託契約（末尾付記の「特記事項」を含む。以下同じ。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 先進的IoTプロジェクト支援事業（以下「支援事業」という。）とは、新たなIoTのビジネスモデルの創出やIoTプラットフォームの発掘・育成を図り、我が国の新たな成長の原動力としていくために、ソフトウェア開発や利活用に関わる技術を駆使した先進的IoTプロジェクトを実施する企業を支援することを目的とする。

2 支援事業は、甲、乙間の本委託契約（以下「本契約」という。）及び優れた能力と実績を持ち、乙への指導・助言など事業推進のために伴走支援を行うメンターとの連携をもって遂行・実施するものとする。

3 甲は、乙に対し、支援事業における以下の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) メンターの指導・助言に基づきプロジェクトを実施する業務全般
- (2) プロジェクトの実施に際して構想、課題を抽出する業務
- (3) 上記構想、課題を解決する業務
- (4) 上記(3)に付随して必要となる開発業務
- (5) 上記業務を行うに必要な調査業務
- (6) 上記業務を行うに必要な実証実験業務
- (7) 上記業務の活動状況を甲及びメンターに報告する業務
- (8) その他上記業務に付随する業務

4 本条の趣旨・解釈等に関する詳細は、甲の「第2回先進的IoTプロジェクト支援事業公募要領」に記載のとおりとする。

（実施計画書及び委託契約事務処理要領の遵守）

第2条 乙は、別紙実施計画書（本契約に基づいて加除変更された場合は、変更後のものを指す。）に従って委託業務を実施しなければならない。また、委託業務の実施に当たっては甲の示す委託契

約事務処理要領（次項に基づいて加除変更された場合は、変更後のものを指す。）を遵守しなければならない。

2 甲は、合理的理由がある場合、乙による委託業務実施の途中で、実施計画書及び/または委託契約事務処理要領を、加除を含めて合理的範囲内で変更することができる。

（責任者の選任）

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業者に限る。）を選任して甲に届け出るものとする。

2 責任者は委託業務の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（委託金）

第4条 甲は乙に、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の範囲内において、乙の委託業務の実施に必要な経費を負担するものとし、経費の配分は実施計画書記載のとおりとする。

（委託期間と委託業務の完了期限）

第5条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 2016年12月X日から2017年9月29日まで

2 乙は、2017年9月29日までに委託業務を完了しなければならない。

（成果報告書の提出）

第6条 乙は、委託業務についての成果報告書を委託期間内に甲に提出しなければならない。

（事故の報告）

第7条 乙は、委託業務を委託期間内に完了することができないと見込まれるときは、遅滞なく、様式第1により事故報告書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

（計画変更等）

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、様式第2により計画変更承認申請書を甲に提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。

(1) 実施計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(2) 委託業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

3 第1項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を甲が承認した場合は、その承認した内容により実施計画書が変更されたものとみなす。

（再委託）

第9条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画に定め、甲が認めた場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

（実績報告書）

第10条 乙は、委託業務終了の日（第8条第1項第2号の規定により委託業務の廃止の承認を受けた場合は、その承認の日。）の翌日から起算して7日以内に、様式第3により委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、様式第4により実績報告書提出期限延期承認申請書を甲に提出し、甲の書面による承認を受けた場合は、その期限によることができる。

（検査の実施）

第11条 甲は、実績報告書を受領したときは、速やかにその内容について検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

（1）委託業務の実施状況についての検査

（2）その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、第1項及び第2項の検査にあたり、必要と認めた場合は関連事項も含めて、乙に対して口頭または書面による報告及び資料の提出を求めることができる。

（支払うべき額の確定）

第12条 甲は、成果報告書及び実績報告書の内容を審査（前条所定の検査を含む）し、必要に応じて現地調査を行い、支払うべき委託金の額を確定し、乙に通知しなければならない。

（委託金の支払）

第13条 甲は、委託金額の確定後、乙が提出する様式第5による精算払請求書に基づき、乙に委託金を支払うものとする。

2 乙は前項の規定にかかわらず、本契約期間中の3月31日までに委託業務の実施に要した経費の支払を、様式第6による概算請求書により請求するものとし、甲は、前条に準じた審査により適当と認めた範囲内で、これを支払うことができる。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、乙の委託業務の完了前に委託業務の実施に要した経費の支払いを受けようとするときは、様式第6による概算払請求書を提出することができる。甲は、かかる請求に応じる義務を負わないが、かかる請求を適当と認めた場合は、必要と認めた範囲内でこれを支払うことができる。

（差額の返還又は支払）

第14条 乙は、第12条による確定した支払うべき金額（以下「確定額」という。）を超える金額の概算払を既に受けている場合は、甲の指示により、その超える額を直ちに返還しなければならない。

2 甲は、乙に支払った金額が確定額に満たない場合は、その不足額を乙に支払うものとする。

（相殺）

第15条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

（延滞金）

第16条 乙は、第14条第1項及び第17条第3項の規定により甲に委託金を返還する場合、所定の期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から完済する日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が本契約の条項に違反し若しくは本事業の事業目的に背馳した行為により支援事業の円滑な実施に支障があると甲が判断したときは、乙に対し、相当の期間を定めて当該違反行為若しくは事業目的背馳行為の是正を催告することができる。

2 甲は、乙が前項の催告に応じないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

3 甲は、乙に対し、前項により本契約の全部または一部を解除した場合において委託金を支払っているときは、解除した部分に応じて支払額の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

（帳簿等の整備）

第18条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の終了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産の管理）

第19条 乙が委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、第12条による支払うべき委託金の額の確定した時をもって、甲に帰属するものとする。

2 乙は、取得財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、取得財産の明細を実績報告書に添付して甲に提出するものとする。

4 乙は、委託業務完了後に、甲が示す譲渡価格にて取得財産を譲り受けるものとする。

(知的財産権等の定義)

第20条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」という。）

(2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

(3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 発明

(2) 考案

(3) 意匠及びその創作

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

(5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成

(6) 著作物及びその創作

(7) ノウハウ及びその案出

3 本契約において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属等)

第21条 甲は、乙が次の各号のすべてを遵守することを様式第7による書面で本契約締結日に甲に届け出た場合、第13条に基づく委託金の支払にも関わらず、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第23条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲（甲が指定する第三者を含む。）に許諾する。

(3) 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する

第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなす。

(4) 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙が前項で規定する書面を提出しない場合、当該知的財産権は、その発生の時に乙から甲に当然かつ自動的に譲渡されたものとみなし、乙は、甲からの要求があり次第遅滞なく、登録その他の手続きに協力しなければならない。なお乙は、本契約締結日の後に、前項の書面を提出することはできないものとする。

3 乙が、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを遵守せず、更に遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、本契約が解除される場合を除いて、前項を準用する。

（成果の利用行為）

第22条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により提出された著作物に係る著作権について、当該著作物の利用（二次的著作物の作成とその利用を含む。）に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、当該著作権発生と同時に甲に許諾したものとみなす。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を事前に講じておくものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、独立行政法人情報処理推進機構の委託業務による成果である旨を明示するものとする。

4 乙は、委託業務の実施及び成果が、自己の知る限りにおいて他人の権利を侵害していないことを保証する。

（知的財産権の報告）

第23条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第8による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第 23 条第 6 項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（独立行政法人情報処理推進機構 先進的 IoT プロジェクト支援事業（〇〇〇〇）に関する委託契約、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願）」

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に、様式第 9 による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係るプログラム等の著作権の登録を行った場合には、登録の日から 60 日以内に、様式第 10 による著作権通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 25 条第 3 項に規定する場合を除く。）は、甲に対して様式第 11 による産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。

6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 24 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を第三者に移転する場合には、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第 12 の 1 による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 21 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、様式第 12 の 2 による移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

4 乙が第 1 項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第 21 条第 1 項各号及び第 3 項並びに第 22 条から第 27 条までの規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

第 25 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第 21 条、第 22 条、第 27 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第 13 の 1 による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 21 条第 1 項第 4 号で定める甲の承認を必要としない場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第 13 の 2 による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第 26 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第 27 条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、遅滞なく指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第 28 条 乙は、第 21 条第 2 項または第 3 項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第 29 条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 19 条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第 30 条 乙は、第三者の知的財産権その他の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(不正行為等に対する措置)

第31条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為（成果の中に示されたデータや成果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下「不正行為等」という。）を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し期限を定めて文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為等の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の事務所、事業場等に立ち入ることができるものとする。前項の報告が期限内になされなかった場合も同様とする。

3 甲は、必要があると認めるときは、第11条第2項第2号に規定する検査を行うものとする。

4 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、確定後過払金の額につき年5パーセントの割合により計算した利息、又は確定後過払金の額につき年10.95パーセントの割合により計算した加算金を付することができるものとする。

5 甲は、不正行為等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとし、乙は個人情報保護に関する法令等に基づく異議その他の主張をしないことに同意する。

6 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

（不正行為等への対応）

第32条 乙は、不正行為等が発生しないように努めると共に、不正行為等を行った疑いがあると認められる場合には、甲からの指示を含め適切に対応しなければならない。

（現地調査等）

第33条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確認のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問し、その他第11条、第12条に基づいて必要な調査等を行うことができる。

（故意又は重過失による過払いがある場合の措置）

第34条 甲は、乙の故意または重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の指示に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて、甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の返還の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

（成果の普及等）

第35条 乙は、甲の要請がある場合は、甲が主催する講演会等へ参加する。

2 乙は、成果普及のために甲が成果報告集等を作成する場合には、甲に協力する。

3 乙は、本件委託業務に係る成果及び/または当該成果を基礎として作成した二次的成果を発表又は公開しようとするときは、その方法、範囲等について事前に甲に報告する。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

(成果物の活用／普及状況の報告要請)

第36条 乙は、委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間、毎年定期的に、また、必要と認めるときはその都度、成果物の活用／普及状況の必要な事項及び甲が指示する事項について、遅滞なく甲の指示する方法により報告する。

2 甲は、前項に基づき報告を受けた内容について、必要と認めた場合は、口頭または書面の説明を求め、資料の閲覧または提出を求め、乙の事務所、事業場等に臨んで実地に調査することができる。

(秘密保持及び個人情報)

第37条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別紙1のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第38条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(紛争解決)

第39条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

- ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- ニ 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託金（本契約締結後、委託金の変更があった場合には、変更後の委託金）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同

- じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各々記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20**年 月 日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 (住所)
(名称)
(代表者名)

(別紙1)

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業者以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業者のうち個人情報を取り扱う従業者に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

- 3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（事 故）

- 第10条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や收拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第17条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

(様式第1)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

事故報告書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第7条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額
4. 事故に対して採った措置
5. 業務の遂行と完了日の予定
6. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第2)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称
代表者 印

計画変更承認申請書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 業務の進捗状況
3. 計画変更の内容
4. 計画変更の理由
5. 計画変更が業務に及ぼす影響
6. 計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと。）

(注) 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(様式第3)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

実績報告書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 実施した委託業務の概要
3. 委託業務に要した経費

(様式第4)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

実績報告書提出期限延期承認申請書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第10条ただし書の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 延期する理由
3. 希望する提出年月日

(様式第5)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

精算払請求書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第13条第1項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額
2. 振込先

(様式第6)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

概算払請求書

20**年〇〇月〇〇日付け20**情財第〇〇〇〇号「先進的IoTプロジェクト支援事業（プロジェクト名）に関する委託契約書」第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額
2. 概算払を必要とする理由
3. 振込先
4. 概算払請求内訳

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称
代表者 印

確認書

{名称} (以下「乙」という。) は、独立行政法人情報処理推進機構 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業 (プロジェクト名) に関する委託契約書」の委託業務 (以下「委託業務」という。) の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲 (甲が指定する第三者を含む。) に許諾する。
3. 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなすことを了解する。
4. 乙は、上記 2. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記 3. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権 (仮専用実施権を含む。) 若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾 (以下「専用実施権等の設定等」という。) をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
イ 子会社 (会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) 又は親会社 (同条第 4 号に規定する親会社という。) に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ロ 承認 T L O (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成 1 0 年法律第 5 2 号) 第 4 条第 1 項の承認を受けた者 (同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者

を含む。)) 又は認定TLO (同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者) に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以 上

(様式第 8)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

産業財産権出願通知書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願国 (注 1)
2. 出願等に係る産業財産権の種類 (注 2)
3. 発明等の名称 (注 3)
4. 出願日
5. 出願番号 (注 4)
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張 (注 5)

記載要領

(注1)： 出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（PCT）であるときは、その旨を記載する。

(注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

(注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

(注4)： 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。

(注5)： 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。

(1) 優先権主張の種類

- ・国内優先権主張（特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）
- ・パリ条約で定める優先権主張
- ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張

(2) 優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、産業財産権の種類及び番号

(様式第9)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

産業財産権通知書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願等に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

(様式第 10)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

著作権通知書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 23 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名 (名称)
4. 著作物の内容
5. 登録日
6. 登録の種類
7. 登録番号

(様式第 11)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称
代表者 印

産業財産権実施届出書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 実施した産業財産権

産業財産権の種類 (注 1) 及び番号 (注 2)	産業財産権の名称等 (注 3)

2. 実施の主体 (第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者 (注 4)

記載要領

(注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。

(注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

(注4)： 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 12 の 1)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

移転承認申請書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注 1)、番号(注 2)及び名称(注 3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)

2. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

3. 承認を受ける理由(注 4)

(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)

(1) 移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため

(2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

(3) その他

記載要領

(注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(注4)： 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①理由が(1)の場合

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

②理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③理由が(3)の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

(様式第 12 の 2)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称
代表者 印

移転通知書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 24 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転した知的財産権

(知的財産権の種類(注 1)、番号(注 2)及び名称(注 3)を記載する。移転先が同じ場合は、複数列举可)

2. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

3. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

(1) 契約書第 24 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の承認を受けたため(承認書の写しを添付する。)

(2) 承認 TL0 又は認定 TL0 への移転であるため

4. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 21 条から第 27 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

記載要領

(注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称
代表者 印

)

専用実施権等設定承認申請書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 25 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3） 及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（注 5）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

(1) 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

(2) 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

(3) その他

記載要領

(注1)： 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(注5)： 具体的な理由を、様式第12の1の記載要領(注4)に従って記載すること。

(様式第 13 の 2)

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 あて

名称

代表者

印

専用実施権等設定通知書

20**年〇〇月〇〇日付け 20**情財第〇〇〇〇号「先進的 IoT プロジェクト支援事業(プロジェクト名)に関する委託契約書」第 25 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3） 及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第 25 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）承認 TL0 又は認定 TL0 への専用実施権等の設定であるため

記載要領

(注1)： 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

本事業で計上できる経費項目について

1. 経費項目

本事業における「モデル事業実施に要する費用」として計上できる経費項目は、以下の表の通りです。なお、これらの経費項目について、原則として、契約締結日以降に発生（発注）したもので、モデル事業支援期間中に終了（支払）したものが対象となります。また、事業目的に合致した経費であり、かつ当該事業に使用されたことが確認できたものに限りします。

実際に対象経費とする経費項目は、提案された内容に基づいて別途協議の上、契約時に決定するものとします。

経費項目	内容	
人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費	
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	事業を行うために必要な会議、イベント等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議、イベント等に出席した外部専門家等に対する謝金、実証実験及び研究協力等に対する謝金等）
	備品費(借料及び損料) ⁵	事業を行うために必要な物品（ただし、取得価格10万円以上または耐用年数1年以上のもの）の購入、製造に必要な経費 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外注費 ⁶	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであること
再委託費 ⁶	IPA との取り決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費	
一般管理費 （（人件費＋事業費）× 一般管理費率）	事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて契約時に定められた一般管理費率 ⁷ に基づいて支払いを認められた間接経費	

⁵ 本事業は委託契約で行うため、購入する備品は事業終了後に IPA に帰属しますが、委託先事業者は事業終了後に IPA が示す譲渡価格でこれを譲り受けるものとします。

⁶ 「外注費」及び「再委託費」の合計は、原則として総経費の1/2を超えないこととします。

⁷ 一般管理費率は、10%以内若しくは、IPA が別に定める計算式に基づいて算出された率のいずれか低い率とします。提案時の一般管理費率は10%以内を適用して下さい。

2. 人件費単価について

本事業に係る人件費単価については、以下に示す方法により委託業務従事者個々に設定して下さい。

(1) 受託者において、実際に使用している「受託基準（内規等）」が存在する場合であり、かつ、①当該受託基準（内規等）が自社 HP 等で公表されていること、②IPA を除く公的機関と当該受託基準（内規等）の単価による受託実績を有すること、③公的機関以外で当該単価による複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合は、その実績等を示すことにより、当該受託基準（内規等）に基づく単価を適用できることとします。

なお、当該基準単価に管理費等が含まれる場合は、管理比率を除いた単価として下さい。

(2) 上記(1)を適用できない場合は、一律 2,200 円/時間⁸（税抜き）を適用します。

3. 一般管理費率の算出式について

一般管理費率は、以下の計算式に基づいて算出することになります。

$$\text{一般管理費率} = (\text{『販売費及び一般管理費』} - \text{『販売費』}) \div \text{『売上原価』} \times 100$$

損益計算書から『売上原価』『販売費及び一般管理費』を抽出し計算を行います。ただし、『販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等））については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は企業から『販売費及び一般管理費』を『販売費』と『一般管理費』に区分した内訳書の提出を求め、その『販売費』を採用します。

⁸ 一般社団法人情報サービス産業協会「2014年版 情報サービス産業 基本統計調査」における賃金状況を基に本事業向けに設定。